

低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金の支給にかかる上乗せ給付について

1. 主旨

区では、新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響が深刻化する中、令和2年度に「生活困窮世帯の子どもへの生活応援給付事業」を実施するなど、生活に困窮する子育て世帯の家計負担の軽減を図り、子どもの学びと育ちを支援してきた。今般、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、生活困窮世帯の家計状況の悪化が想定されることから、令和3年度に実施する「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給にあたり、区独自で上乗せ給付を実施する。

2. 支給対象者

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者

- (1) 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給対象者【A】
- (2) 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給対象者【B】

3. 支給対象児童数 14,442人（見込）

（内訳）上記【A】の方 5,183人（見込）
上記【B】の方 9,259人（見込）

4. 支給額 433,260千円（見込） *地方創生臨時交付金を活用（10/10）
児童1人につき 3万円

5. 支給方法

上記【A】の支給対象者のうち、すでに支給済みの方に対しては、児童1人につき3万円を追加で支給する（申請不要）。上記【A】の支給対象者のうち、今後支給する方、および上記【B】の支給対象者に対しては、「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給の際に、児童1人につき3万円を上乗せして支給する。

6. 予算額 433,260千円（見込）

当面、既存予算で対応し、必要額を令和3年第2回定例会（第1次補正予算）に提案する。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和3年 6月以降 対象者へ案内等送付し、支給開始